

同	623	足立廣三郎	同	同東灘ノ二〜1	118	同	129	33.60	同	33.60	
同	624	田中タケノ	同	小篠津出口	1060	同	116	41.40	同	41.40	
同	625	花見茂一郎	同	同	1056	同	3内419	176.25	同	176.25	
同	626	永井久吉	同	同下川西	5087	同	004	5.61	同	5.61	
同	627	足立ノキ	同	新屋與七灘	214	同	2内128	31.80	同	31.80	
同	652	安田義象	同	同北濱田	658	同	004	6.18	同	6.18	
同	和田仁606	安達甚五郎	同	和田上西屋敷2772ノ1	同	同	10	17.28	同	17.28	
同	608	井田荒次郎	同	同小松山	680	同	529	205.64	同	205.64	
同	法勝寺仁646	河原 榮	同	馬佐良長峯	559	同	田田 1,313内320	351.36	同		
同	645	齊藤長太郎	同	同	560	同	同同 1,221内426	281.88	同	633.24	
同	645	齊藤長太郎	同	未登記伐株小樋谷632第1	同	同	204内20	52.56	同		
同	上長田仁636	高木益男	同	同	632ノ3	同	同	110内6	24.51	同	77.07
同	賀野仁601	佐藤哲岩	同	上中谷道ノ上	2370	同	205外008	52.80	同	52.80	
同	同	同	同	朝金屋敷畑 1,402ノ3	田田	213	213	96.12	同		
同	同	同	同	同	1,402ノ1	同	118	63.36	同		
同	同	同	同	同	1,402ノ4	同	2	2.52	同		
同	同	同	同	同	1,402ノ2	同	畑畑	3	3.87	同	165.87
同	手間仁626	仲田種三郎	同	天萬山ノ越	77	同	11	10.12	同	10.12	

同	622	市川嘉一	同	同下紅梅	1725第1	田田	1	1.80	同	1.80
同	620	仲田善五郎	同	同小空	677	畑畑	415	178.20	同	178.20
同	621	梅原米一	同	同山越	75	同	113外4	40.92	同	40.92
同	尙徳仁605	齊藤未吉	同	別所上辻堂	755	畑田	703外111	325.44	同	
同	同	同	同	同西上油	1236	同	101外12	46.08	同	
同	同	同	同	同下大辻	1425	同	同同 1,520外200	801.92	同	
同	同	同	同	同中島	478	同	畑畑 228外5	112.75	同	
同	同	同	同	同	524	同	同同 814外109	130.95	同	417.14 1,000
同	淀江仁632	藤澤治郎	同	同西川向	452	畑同	107	79.55	同	79.55
同	633	湯浅平造	同	同狼谷	836	同	畑畑 317	92.02	同	92.02
同	同	同	同	同	523	畑畑	畑畑 001		同	
同	高麗仁672	松南藤助	同	同	124	畑田	2,221外25	1,462.80	同	452.80 1,000
同	608	松南F壽	同	今津岸ノ上	619	畑畑	畑畑 005	8.40	同	
同	623	川神七三郎	同	同	680	原同	畑畑 011	18.80	同	
同	同	同	同	同	615	同	畑畑 005	8.40	同	85.60
同	624	谷野まさ子	同	同	698.2	畑同	畑同 101	58.60	同	
同	同	同	同	同	699	宅同	畑同 119	84.80	同	138.40
同	所子仁662	福本瀬三郎	同	同	680	原原	畑畑 008		同	
同	同	同	同	同	680	原原	畑畑 008		同	

00195

大山内 602	山根俊康	同	赤松馬渡	649	田田	216外18	186.80	同
同	630	林原米吉	同	650	同	211外5	127.80	同
			佐摩益田	214ノ3	同	015	24.70	同
			赤松菫蒲谷	525	同	723	279.36	同
			豊房大下	275ノ1	同	415内7	250.16	同
			同出口河原道ノ下284ノ1	同	同	916内119	430.32	同
			同	282ノ1	同	404	251.18	同
			豊房下天主	298ノ1	同	315	292.60	同
			同出口河原道ノ下285	同	同	414外12	271.32	同
			今在家法正寺	333	同	2.102外111	1,280.60	同
			佐摩益田	211ノ8	烟畑	21	15.84	同
			同	211ノ14	同	05	3.84	同
			同	211ノ15	同	04	2.88	同
名和 690	角田 務	同	名和西郷	667	同	1.519外04	525.12	同
			同	678	同	113外02	48.00	同
			同池田嚙	687	同	329内06	108.48	同
			同	687女1	同	020	2.88	同
			御來屋中野中平	229	田田	308外20	261.20	同

00196

庄内 667	船原秀夫	同	同	230ノ1	同	1.124内24	830.00	同	141.20	1,000
			大塚西大省	860ノ1	畑畑	210	100.80	29.40	同	
			同	861	同	24	34.56	10.08	同	
			同	860ノ2	山山林	15			174.84	
上道 680	遠藤捲太郎	西伯郡上道村	里道灘	15	畑畑	10	12.24	同	12.24	
夜見 637	西村正輝	筒彦名村	大水落	2877	田田	18	18.00	同	18.00	
春日 628	船岡きく多	同縣村	水濱屋敷	34	畑畑	003	3.39	同		
			同水尻	178	同	012外009	13.57	同	16.96	
名和 687	角田豊藏	同御來屋町	名和上山遺端	438	同	1.612内3外6	625.92	同	625.92	
上道 610	増谷慶一郎	同埴町相生町	才ノ本東	1885ノ1	同	527	230.37	同		
			諏訪下	1876	同	518	266.11	同		
			同	1853	同	119	77.61	同	624.09	
			川向鼻	2102	同	226	136.22	同		
613	安達英男	同明治町	同	2113ノ二	同	607	296.21	同		
			瀬向	2171	同	417	128.23	同		
			同	2172	同	402	114.19	同		
			一本松	1956	同	404	196.42	同		
			湯郷居	429	田田	215	129.60	同		

中濱IC 631	仲田武雄	同中濱村佐斐神	同	228	同	223	143.42	同	144.29	1,000
		佐斐神長山灘451~9	宅	005	6.00			同		
		同	同	448~2	422	179.60		同		
		同	同	449~2	422	179.60		同	365.20	
富益IC 656	森脇博愛	同和田村	往來東10	433	烟	1,116外816	177.12	同	177.12	
成實IC 656	野口 賢	米子市四日市74	橋本西屋敷	251/1	同	517	287.24	同	287.24	
所子IC 659	谷尾 甚三 中西又一郎 眞田幸治郎	西伯郡淀江町	上野東河原田	18	原	108				
			同西河原田	30	同	08				
光慈IC 613	河崎勇藏	同光御村豊成	倉谷柳ノ下	462	田	1,605外24	1,810.40	497.86	同	
			豊成上奥田	1512	同	808外200	429.60	118.14	同	
			同東下山	1304	同	1,105外127	982.40	270.16	同	
			同谷如	1201	同	602外104	882.40	160.16	同	1,851.12
橋郷IC 668	西山市藏	米子市四日市町金廻	金廻	77/1	烟	113	61.49	同		
			同	77/2	同	167	52.89	同	114.38	
黒坂IC 601	遠藤 五		黒坂町黒坂	991	田	002	3.20	同	3.20	
同 644	山縣平一郎	日野郡黒坂町久住	同久住窪村家ノ下	239	同	019	006	16.00	同	
			同久住窪村家ノ下	239	同	019	006	16.00	同	
			同	240	同	015	004	20.00	同	

00198

同 624	眞田善藏	同根雨町根雨	同久住原奥	107	烟	609	48.00	同		
			同	108	同	629外畦畔004	63.28	同		
同 630	近藤嘉太郎	同	黒坂久住原	497	同	021	2.88	同	2.88	
同 627	庄倉長重	同	同姫宮前道ヨリ北847	004	同	004	48	同	48	
同 625	飛田竹吉	同	同中茂仲田 1118/3	018	同	018	96	同	96	
同 632	栗岡保吉	同黒坂町福長	同光明寺廻リ	1814	同	104	129.60	同	129.60	
			同福長山神原598/1	116	同	116	51.38	同		
			同	598/3	同	128	59.04	同	110.40	
			大宮IC 638 伊榮源次郎 西伯郡上長田大木屋	008	宅	008	24.96	同	5.76	
			大宮村菅澤五轉峠	1394	地					
同 649	奈野虎市	同	同呼子ノ川向	2016	田	5,422	1,116.40	24.55	同	
			同	2066	同	028	15.60	34	同	
			同	2079	同	2,615	540.40	11.89	同	
			同古床尻	2085	同	2,020	744.00	16.36	同	
			同呼子川向	2067/1	烟	119	21.60	5	同	6.38
阿尾線IC 606	重原だい		阿尾線下アツエ	1762	同	1,025	019	520.00	同	520.00
			小坂ノ下							
同 607	星野ルイ		同的々塔	516	同	022	001	9.12	同	

同	605	川上佐太郎	同本郷赤神小田	670	同	同	501外15	94.08	同
			同横畑ヶ	1318	同	同	29外1	46.08	同 140.16
同	155	前原龜太郎 同日野村坊場	同井堀甚谷尻	819	田田	同	112内7	70.00	同 19.25
			同	820	同	同	同田荒地	221	同 259.20
同	653	谷口九きの 米子市錦町	根雨濁谷南ヶ市	629	同	同	同	404	同 496.00
同	江尾C 688	徳岡金藏 西伯郡大樽村岸本	江尾久連大谷影山	696	畑畑	同	3	48	同 48
同	631	庄倉辰三郎 同法勝寺清水川	同江尾奥市	1279	田田	同	1.712外203	904.80	同 904.80
同	645	深田榮重	同茶畔	1399	畑畑	同	24	38.40	同 38.40
同	641	谷口可代	同菅浦ヶ塔	1491	同	同	7	68	同 7.68
同	644	徳尾野孟五郎	同小江尾鷺山戸鼻	1038	田田	同	20	40.00	同
同	642	竹本喜代太	同江尾上ノ段	1883第1	畑畑	同	7	13.44	同
			同佐川覺若道	下夕24	同	同	112外1	7.12	同 110.55
同	632	乗本豊次郎 同成美奈喜良	同江尾小江尾代	584	田田	同	122	132.40	同
			同	554	同	同	26内畦12	139.60	同
			同中軍四	1114	同	同	409	223.60	同
			同	11162	同	同	20内3	29.20	同
			同	1116	同	同	1.006	530.40	同
同	口C 672	徳原吉壽 東伯郡赤坂町赤坂	同溝口町白水法定	475	畑畑	同	226外3	116.61	同 116.64

担

同	676	船越菊藏 同	同	471	同	同	307外畦8	131.52	同
			同上中河原	334	同	同	108	38.88	同 170.40
同	661	深田徳次郎 同溝口	同長山茶畑	368	同	同	106	63.36	同
			同	368	同	同	5	8.64	同
			同	372	同	同	20	35.04	同
			同	372	同	同	10	17.76	同 124.80
同	日光C 609	組田喜吉 西伯郡東長田村	日光村大阪水尻	595	同	同	10	11.04	同 11.04
同	605	松本英雄 米子市道突	同大内大谷	873	田田	同	610	136.80	同
			同上大谷	875	同	同	1.412	618.40	同
			同	876	畑畑	同	413	18.72	同 673.92
同	606	松本初三郎 同萬能	同下先原	810	田田	同	317外畦2.824	2.764.80	同 764.80
同	738	田中麻恵 日野郡日光村濠谷	同添谷惠香尻	1211	畑同	同	010	1.92	同 2.48
同	723	森晴 章 同福象	同福象總屋敷	205	同	同	1.600	437.76	同 565.44
同	黒坂C 633	長谷川彦藏外3名 同黒坂町中管	同黒坂中管河原田	944	同	同	20	13.44	同 13.44
同	634	同 外1名 同	同中茂下毛原田	1039	同	同	004	6.72	同 6.72
同	大宮C 650	泰野虎市 西伯郡上長田村 遠藤廣治	同大宮菅澤呼子山	2102	田田	同	114	29.60	同 2
同	日光C 666	松尾伴右衛門 日野郡日光村吉原	同日光吉原法台寺	612	畑畑	同	519	175.68	同 226.92

00202

10201

選舉告示

◇選舉管理委員會告示第十號

東伯郡下北條村農地委員會の選舉に關する訴願に對し、別記の通り決定したので、農地調整法施行令第二十六條第三項の規定により、ここに告示する。

昭和二十三年五月二十一日

鳥取縣選舉管理委員會

裁 決 書

東伯郡下北條村大字下神

訴願人 吉田啓藏

同所 同上 木村大藏

同郡同村大字松神

同上 吉岡昌

右訴願の要旨は、訴願人が、東伯郡下北條村選舉管理委

昭和二十三年五月二十一日
外 金 曜 日

員會が昭和二十三年四月十六日執行した同村農地委員會の委員の選舉につき、同選舉管理委員會に異議申立をしたが、同委員會は本年五月五日訴願人の主張を排斥する旨の決定をしたので、原決定を取消す、東伯郡下北條村選舉管理委員會が昭和二十三年四月十六日施行した同村農地委員選舉は無効とする旨の裁決を求める、と謂うにあり。その理由として

一 東伯郡下北條村選舉管理委員會は、農地調整法第十五條ノ二第三項の各階層に屬する有權者二分の一以上の者が同法第十五條ノ二第二項に基き、同村農地委員會の委員の改選を請求したと稱して此旨を公示し、且つ同村農地委員等に通知し、次で昭和二十三年四月十六日各階層に屬する農地委員總選舉を施行したのであるが、前記改選要求は有權者四五名が各階層に屬する有權者名儀及印章を冒用して改選要求書を偽造し或は

有権者を脅迫欺罔して改選要求書に調印せしめた無効のものであるから、右改選要求は法定數に達せない無効のものである。

既に改選要求が無効である以上選挙管理委員会が如何に法規に定むる手續を完了しても、もとの農地委員等が其の職を失うべき筋合でないことは當然であり、もとの農地委員等が依然として適法に存在している以上選挙管理委員会は改選の爲めに總選挙を施行すべきでなく、假りに誤つて之を施行して改選したとしても、一村に二個の農地委員会の存在は許可されないから、到底新農地委員適法の存在を肯定し得ない事も言を俟たない。然るに原管理委員会が此の見易い道理を辨えず、訴願人の異議申立を排斥したのは不法であるから、取消するべきものである。

二 原決定は、その理由に於て改選要求書が提出された場合に、委員会は唯單に有権者の二分の一以上の同意があるか否かの認定権を有するに過ぎず、記名調印者一人一人について其の眞偽を確かめる権能もなければ

また斯様な審査を爲すべき筋合でもないと説明しているが、其の所論は選挙管理委員会の一面の権限を知つて他の重大な権限を忘失した謬見である。即ち改選要求書が提出された場合は、所論の通り形式的審査によるべきであらうけれども、苟くも改選要求書が偽造であつて改選要求が無効であると主張し、依つて行はれた選挙の眞偽適否等實質的審査権を行使しなければならぬ重大な責任がある事は、選挙の當否を決定すべき義務に鑑みて當然の結論でなくてはならない。

三 原管理委員会は、昭和二十三年四月十七日中西美雄外三十三名が改選要求書の無効を申告した事項を確定している。假りに、選挙前に在つては眞正なものとして取扱つたとしても、偽造の事實が判明し異議の申立があつた以上は、爾後該部分は無効とすべきであつて「選挙執行後は改選要求があつた旨の公示を取消すことのできる道は全く無いのである」と稱するが如きは、選挙執行後に許容せられた異議申立、訴願、行政訴訟の存在理由を解せない者である。

而して、原委員会が確定するに依れば、右三十四名中第二號に屬する有権者四名ある事、同階層の改選要求者一〇二人であるから、改選要求確定數一〇三人から四人を控除すれば、眞正な改選要求者は九九人となり同階層の法定數(同階層の有権者は二〇三人で其の二分の一は百一人半である)に達しないから、此点でも右改選要求は無効である。

原委員会は昭和二十三年三月二十七日更に四名の改選要求者が加はつたと稱するけれども、改選請求公告及通知は一〇三名の請求に基いたものであるから、一〇三人が確定數で追加の四名は加算すべきでない。

四 異議申立人或は訴願人が、選挙の基本になつた改選請求の無効を異議訴願の原因にした場合は、選挙管理委員会の職權調査事項であるから、假令異議訴願申立人が立證しないからと謂つて、其の請求を排斥すべきではない。然るに原委員会が何等の調査も施行することなく、本件異議申立を排斥した事は違法である。

又異議或は訴願申立人が、改選請求後の新選挙によつ

て再選せられたからと謂つて、無効改選請求を是認したものでなく、假りに之を是認したからと謂つて無効が有効に變するものでもない。況んや異議權、訴願權を喪失するものでもない。と謂うにある。而して本訴願書は訴願法第六條の規定による書類を具備していないが、他の書類により明白になるから、これをして、農地調整法施行令第二十六條第二項により受理し、審理するに、

一 訴願人は、東伯郡下北條村選挙管理委員会が本年三月二十五日受理し、公示した同村農地委員会委員に對する農地調整法第十五條ノ十第二項の規定による改選請求は、有権者四、五名が各階層に屬する有権者名儀及印章を冒用して改選要求書を偽造し或は有権者を脅迫欺罔して改選要求書に調印せしめたる無効のものであるから、該改選要求は法定數に達せない無効のものであると述べているが、

本案改選請求書は、同意者が法定數に達し、しかもこれに對し、所定の公示乃至選挙執行前に、脅迫

欺罔等による無効のものであると、申立てたものは一人もなかつたから、訴願人のいう如き瑕を認めることのできない無効の改選請求であると斷ぜざるを得ない。

従つて法規の定むるところにより下北條村選舉管理委員會がこれを公示し、選舉を執行した以上、同意者は事後においてこれを取消することはできないのである。例へば、選舉人が投票用紙に氏名を記載してこれを投票箱に入れた後は其の記載が如何に誤つて居たことを發見しても、これを修正することは不可能である。若し假りに、訴願人の謂う如く無効となるべき理由があるにしても同意者は、その時期を問はず、何時でもその同意を正誤または取消し得るものではなく、法規上、この改選請求に異議の申立、訴願の提起が許されていない以上、それは當然、改選請求の公示乃至はその改選請求によつて行われるべき選舉執行前になさるべきものであつて選舉執行後、即ち、改選請求の同意という意志表示がなされ

たことによつて農地委員會委員の失職が確定し、それに基いて執行される選舉の終つた後においては、假令改選請求の同意に錯誤があつたとしても、その誤を修正し得べきものではない。しかして本改選請求については、その選舉執行前に、同意の正誤または取消の意志表示をした者は一人もないから、原決定において下北條村選舉管理委員會が「選舉執行後は、改選要求があつた旨の公示を取消することのできる道は全くないのである」と述べているのも、正に當然である。

また、訴願人は、原選舉管理委員會が、本年四月十七日に至り中西美雄以下三十三名が改選要求書の無効を申告した事實を確定している。と述べているが、原決定について、これを見ても同委員會は受理してはいないし、又上述したところによつて、當然受理すべきものではないのである。つまり現實的に考へても、若し万一、假りに、無効の改選請求に基いて選舉を執行したとしても、其の選舉が適法公正に執行せられ、その結果が正當に決定せられてゐる限り

、それは、唯、無駄な執行したと謂い得る場合もないとは限らないが、審ろ有権者の新しい意志を代表した農地委員が選出されたという結果からいつて、決して無意義ではないのである。改選請求に異議、訴願権の附與されていない法意も、また、こゝにあるであらう。

要するに、訴願人は、その理由として種々列挙しているが、その主張の要点とするところは、改選請求の有効か、無効かにあり、改選請求の同意に瑕疵があつたとしても、所定の公示をなし、少くとも選舉執行前にその同意の取消乃至正誤を申立てた者は一人もなかつたから、下北條村選舉管理委員會が、該請求を有効として該公示を取消することなく、これに基いて選舉を適法公正に執行したものであつて、その選舉に對する訴願人の異議申立に對し、同委員會が與へた原決定は正當であり、訴願人の所論は何等これを覆すには足らなす。

二 而して昭和二十三年四月十六日下北條村選舉管理

委員會が執行した同村農地委員會委員の選舉は、適法公正に執行したもので、他に何等これを無効とするべき理由を認めることはできない。よつて次のように裁決する。

裁 決

申立の理由は成り立たない。
訴願人の訴願は、これを棄却する。

昭和二十三年五月十八日

鳥取縣選舉管理委員會